

# 前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 策定の経緯

- 平成21年 5月 市新型インフルエンザ対策行動計画策定
- 平成24年 5月 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)制定
- 平成25年 4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)施行
- ※国、県、市町村は行動計画を策定し、新型インフルエンザ等対策に係る総合対策を推進する(法第3条、第6条から第8条)

## 市新型インフルエンザ等対策 行動計画の策定

## 市行動計画の構成

- I.はじめに
  - ・これまでの経緯
  - ・特措法の制定 等
- II.新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
  - ・対策の目的、戦略、基本的な考え方
  - ・役割分担、行動計画の主要項目
- III.各段階における対策
  - ・未発生期→海外発生期→国内発生早期→国内感染期→小康期までの発生段階ごとの対策

# 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

政府行動計画に基づき、国、県、市町村、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進する。

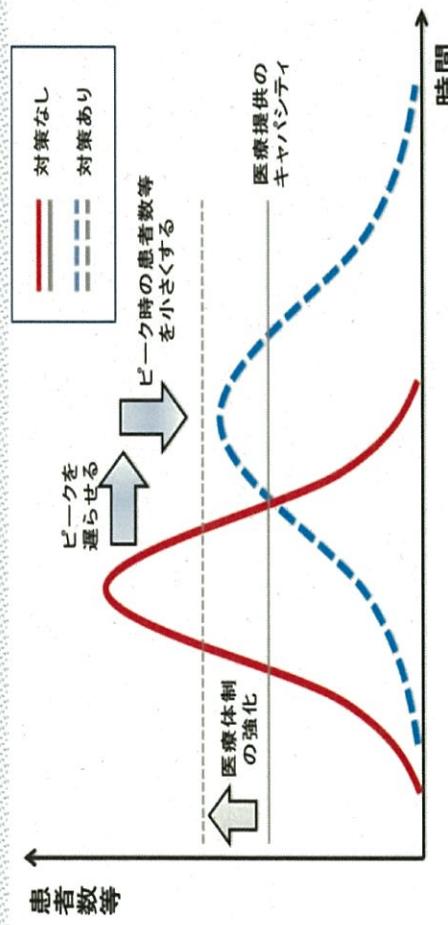
## 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

## 対策の効果・概念図



## 参考：本市被害想定

発症率 (人口の25%)	85,300人 (H26.1月末)
医療機関受診者	35,000～67,000人 (中間値46,000人)
死亡者上限数	460人(中等度)～1,700人(重度)
従業員欠勤率	最大40% ※ピーク時の約2週間

※過去のインフルエンザのデータを参考  
※現在の日本の医療体制、衛生状況は一切考慮していない。

## 行動計画の主要6項目

項目	主な内容
1. 実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>○平時は、新型インフルエンザ等対策会議で行動計画等を策定し発生に備える。</li><li>○発生時は、新型インフルエンザ等対策本部を設置し対策を推進する。</li><li>○有識者、地域医療対策会議を開催し、行動計画や発生時対応について意見を聴取する。</li></ul>
2. サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"><li>○平時は、患者、ウイルス亜型等の通常サーベイランスを実施する。</li><li>○発生時は、患者の全数把握、学校等での集団発生状況の把握を強化する。</li><li>○感染期は、通常サーベイランスに戻し、重症者・死亡者・死亡者の情報把握へ移行する。</li></ul>
3. 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"><li>○多様な媒体で、理解しやすい内容で、できるだけ迅速に情報提供する。</li><li>○集団感染の恐れのある学校等に対しては関係課が連携し丁寧に情報提供する。</li><li>○市民から的一般的な相談には、電話相談センターを設置し対応する。</li></ul>
4. 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"><li>○個人対策：感染患者に対する感染症に基づく措置、マスク着用・咳工チケット・手洗い等の感染対策の実践</li><li>○地域・職場対策：季節性インフルエンザ対策としての感染対策をより強化する。</li><li>○住民に先行し、特措法上公共性・公益性的高い登録事業者へ接種する特定接種を実施する。（国が登録事業者に、県・市は対象職員に接種する。）</li><li>○市が主体となり、原則、集団接種により住民接種を実施する。</li></ul>
5. 医療	<ul style="list-style-type: none"><li>○医師会、中核的医療機関など地域医療対策会議を設置し、医療体制を整備</li><li>○発生時は、「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者電話相談センター」を設置</li><li>○発生早期は、帰国者・接触者外来で診察し感染症指定医療機関へ入院</li><li>○感染期は、患者増に伴い、一般医療機関での診察に切り替え、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。</li></ul>
6. 市民生活及び市民経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○市は業務継続計画に基づく対策を実施する。</li><li>○在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援等を実施する。</li><li>○火葬体制を確保し、死亡者増加時には遺体一時安置所を確保する。</li></ul>

## 国・県・市等の役割について

新型インフルエンザ等緊急事態が宣言されている時

○前橋市新型インフルエンザ等対策本部  
幹事長(保健総務課長)»

●前橋市新型インフルエンザ等対策本部幹事会  
幹事長(保健総務課長)»

新型インフルエンザ等緊急事態が宣言されていない時

○前橋市新型インフルエンザ等対策会議  
議長(市長)»

○前橋市新型インフルエンザ等対策会議幹事会  
幹事長(保健総務課長)»

行動計画担当  
市全体の基本的な指針、ガイドラインを策定  
(主:保健総務課)

業務継続計画担当  
発生時業務や職員体制、対応等を検討し実施  
(主:危機管理室)

## 市実施体制について

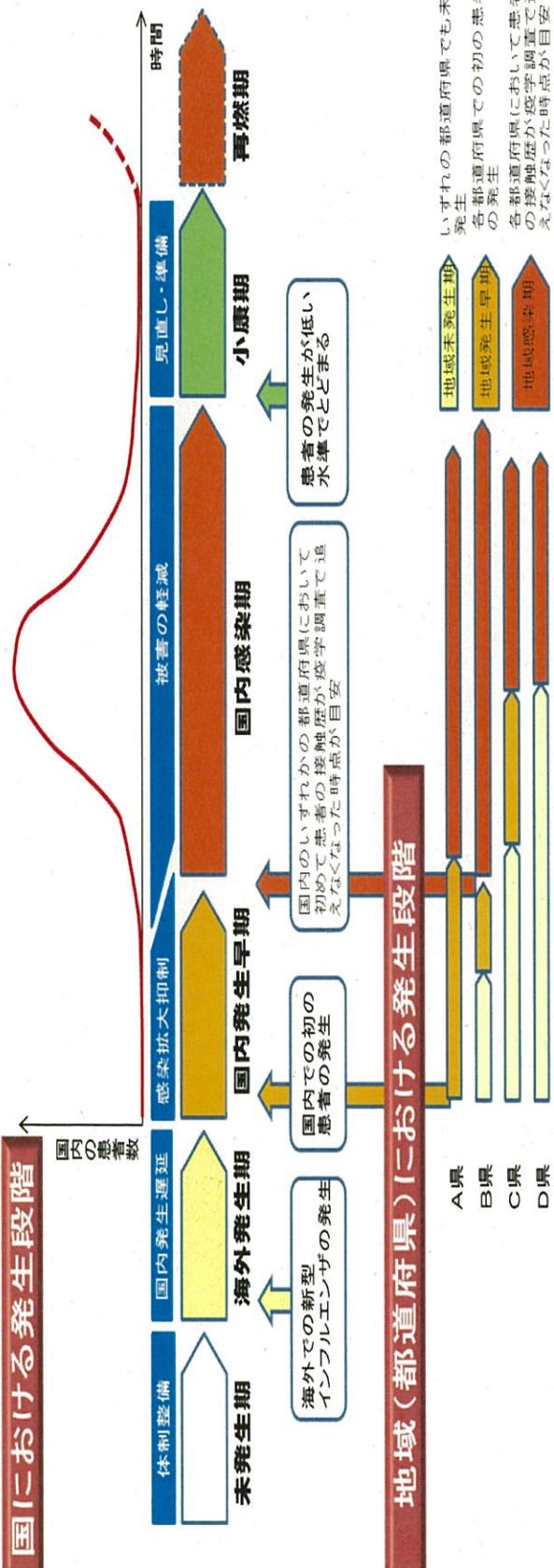
### 役割

国	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、国全体として万全の態勢を整備する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>特措法及び感染症法に基づく措置の中心的役割を担う。</li> <li>地域医療体制の確保やまん延防止に対応する。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対するワクチン接種や生活支援、要援護者への支援に対応する。</li> <li>感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たす。</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療体制の確保のため、診療継続計画にに基づき、新型インフルエンザ等患者への医療提供に努める。</li> </ul>
指定(地方) 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生時に、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。</li> </ul>
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生時においても、最低限の市民生活が維持できるよう、重要業務の事業継続に努める。</li> </ul>
一般の 事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生時に、感染防止の観点から、一部の事業を縮小するなど、感染防止措置を徹底する。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生時に、感染拡大を抑えるため、マスク着用・咳工チケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの対策を実施する。</li> </ul>

## 発生段階イメージ

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染早期への移行は、都道府県を単位として判断

### 国における発生段階



### 県・市発生段階

発生段階	未発生期	海外発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内の全ての患者の接觸歴を疫学調査で追える状態	県内で全ての患者の接觸歴を疫学調査で追える状態	患者が減少し低い水準でどまっている状態

※市では、原則、県内発生段階と同様に応じた対応するが、必要に応じて市内発生状況に応じた対応を行う。

## 前橋市行動計画における発生段階ごとの対策の概要

※市では、原則、県内の発生段階と同様の区分に基づき対応するが、必要に応じて、

市内発生状況に応じた対策を行う。

対策の考え方	海外発生期	県内発生早期	県内感染早期	県内感染拡大	小康期
	・県市内発生の早期発見に努める ・県市内発生に備えた体制整備	・流行のピークを逃らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復	
対策の考え方	国、都道府県、市町村、指定地方公共機関等を挙げての体制強化	・市対策会議で対応方針を協議 ※疑いの段階で対策会議等を開催するとともに、必要に応じて有識者から意見を聴取 ・地域医療対策会議で医療体制を確認	・市対策会議、幹事会を継続し、対策の協議・取組を推進 ・必要に応じ、有識者へ対策・取組について意見を聴取	・対策の評価及び見直し ・政府対策本部が廃止された場合は、市対策本部を廃止し、市対策会議へ移行する。	
実施体制	等	等	等	等	等
発生段階に応じたサーベイランスの実施	・国内外の情報を収集 ・県市内発生に備えたサーベイランス体制の強化(『学校等』での集団発生) ・患者の全数把握を開始	・引き続き患者の全数把握を実施 ・患者の臨床情報把握 ・引き続き『学校等』での集団発生の把握の強化	・入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 ・『学校等』での把握強化は通常に戻す(患者の増加に伴い全数把握は見直し)	・国内外の情報を収集 ・通常のサーベイランスを実施 ・再流行探知のため、引き続き『学校等』での集団発生把握	等
サーベイランス・情報収集	等	等	等	等	等
一元的な情報発信、市民への分かりやすい情報提供	・海外での発生状況等情報を提供 ・関係機関との情報共有 ・電話相談センターの設置	・市民への情報発信の強化 ・関係機関との情報共有の強化 ・電話相談センターの充実・強化	・情報提供のあり方の見直し ・電話相談センター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ ・電話相談センターの縮小、等	等	等
情報提供・共有	等	等	等	等	等

対策の考え方	海外発生期		県内発生早期		県内感染期		小康期	
	・県市内発生の早期発見に努める ・県市内発生に備えての体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・患者対応(治療・入院措置等)、濃厚接触者対応(外出自粛、健康観察等) の準備	・特定接種の準備・開始 ・住民接種の準備 ・発生国への渡航注意喚起 ・まん延防止対策の準備	・患者対応(治療・入院措置等)、濃厚接触者対応(外出自粛、健康観察等) の準備	・患者対応(入院勧告・措置)、濃厚接触者対応(外出自粛、健康観察)の中止 ・住民接種、基本的感染対策勧奨の継続 ★不要不急の外出の自粛要請に協力※ ★『学校等』の施設の使用制限に協力※ ※患者数の増加に伴う医療体制への負荷が過大となる特別な場合に県が実施等	・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
予防・まん延防止	・「帰国者・接触者外来」の確保 ・「帰国者・接触者電話相談センター」の設置 ・診断、治療等情報の情報提供	・「帰国者・接触者外来」の継続 ・必要に応じ、一般の医療機関でも診療する体制に移行 ・診断、治療等情報の情報提供を継続	・市内事業者による職場感染対策の要請周知 ・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売値しみが生じないよう要請 ★市民へサービス提供水準以下の許容の呼びかけ ★緊急物資の運送に協力 ★生活関連物資等の価格の安定要請	・市の業務継続体制を実行 ・「市内事業者」に対する職場感染対策の要請周知 ・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売値しみが生じないよう要請 ★要援護者への生活支援を実施 ★埋葬・火葬の手続きの特例の実施	・市内事業者の業務継続体制を通常の体制に戻す 等	・市内事業者の業務継続体制を通常の体制に戻す 等	・市内事業者の業務継続体制を通常の体制に戻す 等	・市内事業者の業務継続体制を通常の体制に戻す 等
医療	等	等	等	等	等	等	等	等
市民生活及び市民経済の安定の確保	等	等	等	等	等	等	等	等
(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。	★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置	等	等	等	等	等	等	等
未発生期(事前の準備)	・行動計画等の作成(国、県、市町村、指定地方公共機関、登録事業者等) / 行動計画等の作成(国、県、市町村、指定地方公共機関、登録事業者等) / 登録事業者(特定接種対象者の登録) / ワクチン接種体制の整備	等	等	等	等	等	等	等
	・訓練の実施 / 感染症や公衆衛生に関する情報提供	等	等	等	等	等	等	等
	・地域医療体制の整備 / 物資、資材の備蓄	等	等	等	等	等	等	等